

## 品川区立学校使用教科用図書採択要綱

- 制定 平成12年4月1日教育長決定  
品川区教育委員会要綱第4号
- 改定 平成12年6月26日教育長決定
- 改定 平成13年8月7日教育長決定
- 改定 平成17年4月1日教育次長決定
- 改定 平成21年4月1日教育長決定  
品川区教育委員会要綱第10号
- 改定 平成27年4月28日教育長決定  
品川区教育委員会要綱第16号
- 改正 平成28年3月31日教育長決定  
品川区教育委員会要綱第35号
- 改正 平成30年3月30日教育長決定  
品川区教育委員会要綱第22号
- 改正 平成31年4月1日教育長決定  
品川区教育委員会要綱第14号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）および義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づき、品川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区立学校で使用する教科用図書（（特別な教科道徳を含む。）以下「教科書」という。）を採択するための調査研究および資料作成に関し必要な事項を定めるものとする。

### (採択の方針)

第2条 教育委員会は、教育委員会の教育目標実現に向け、総合的に判断して採択を行う。

2 教科書採択のための調査研究および資料作成にあたっては、学習指導要領および品川区立学校教育要領の趣旨に基づき、調査基準を定め、速やかに区民へ公開するものとする。

### (調査研究等の基本方針)

第3条 教科書採択のための調査研究および資料作成にあたっては、学習指導要領の趣旨に基づき、公正を期さなければならない。

### (教科用図書調査検討委員会)

第4条 教育委員会の調査依頼に応じ、教科書採択に必要な調査資料を作成するため、小学校および義務教育学校（前期課程）または中学校および義務教育学校（後期課程）ごとに教科用図書調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会の委員は、校長、副校長、学識経験者および保護者もしくは地域代表者のうちから20人以上で構成し、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から同年の8月31日までとする。

4 検討委員会に委員長および副委員長を置き、教育長が指名する。

- 5 委員長は検討委員会の事務を統括し、検討委員会を代表する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 委員長または副委員長が欠けたときは、すみやかに補充指名するものとする。  
(教科書調査研究会)

第5条 検討委員会の資料作成に必要な研究資料を作成するため、区立学校の各検討委員会に教科書調査研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

- 2 研究会の会員は、検討委員会委員である区立学校の校長・副校長および教員のうちから90人以内で構成し、委員長が委嘱する。
- 3 会員の任期は、委嘱の日から同年の8月31日までとする。
- 4 研究会に会長および副会長を置き、検討委員会委員長が指名する。
- 5 会長は研究会の事務を統括し、研究会を代表する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 研究会に教科ごとの部会を置く。
- 8 部会長は、検討委員会委員である校長および副校長とする。
- 9 会長または副会長が欠けたときは、すみやかに補充指名するものとする。  
(調査資料)

第6条 検討委員会で作成する調査資料は種目別とする。

- 2 調査資料は、各教科書の特色等に留意して具体的に記述し、単に教科書相互の比較は避けなければならない。
- 3 調査資料の様式は別に定める。  
(附則第9条教科書)

第7条 学校教育法附則第9条の規定による教科書の採択に関し必要な事項は別に定める。  
(簡易採択)

第8条 学習指導要領の改訂に伴う移行期間に使用する教科書の採択については、当該移行期間に係る移行措置の内容が現行の内容と大きな変更がない場合に限り、第4条、第5条および第6条に規定する採択のための組織の設置および手続きを簡略化することができる。  
(委員の解任等)

第9条 教育長は、検討委員会委員または研究会会員が教科書の選定に直接の利害関係を有する等その職務を行うに適當でないと認めるときは、当該委員または会員を解任または解嘱することができる。  
(調査研究の公正確保)

第10条 検討委員会及び研究会の検討内容、名簿等は、当該年の8月31日まで非公開とする。  
(委任)

第11条 この要綱を運用するために必要な事項は、教育長が別に要領を定める。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

第2条の改正、第3条第1～3項の改正および第7項の追加、第4条第1～3項の改正および第8・9項の追加、第6～9条の改正

この要綱は、平成12年6月26日から施行する。

附 則

第8条の改正

この要綱は平成13年8月7日から施行する。

附 則

第3条第2・3項の改正、第4条第2・3項および第8項の改正、第8条の改正

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

第6条の見出し・同条の改正

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

附 則

第2条の追加、第3～10条の改正

この要綱は平成27年5月1日から適用する。

附 則

第1条、第4条、第5条の改正

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

第1条の改正、第2条第2項の改正、第8条の追加、第9条～11条の改正

この要綱は平成30年4月1日から適用する。

附 則

第4条の改正

この要綱は平成31年4月1日から適用する。